

朝来市 出産・子育て応援事業のご案内

朝来市では、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる、“伴走型相談支援”と“経済的支援”を一体的に行う『朝来市出産・子育て応援事業』を実施します。

対象者

朝来市に住民票がある妊婦、産婦及び子育て家庭 等

伴走型相談支援

アンケートや面談、継続的な情報発信を行い、妊娠期から出産・育児の期間に寄り添い、一人ひとりにあわせた相談、支援をしていきます。

<面談の時期>

- ①妊娠届出時(母子健康手帳交付時) ②妊娠8か月頃 ③出産から生後4か月頃まで(新生児訪問)

※面談は来所や訪問にて対面で実施しますが、困難な場合は、オンラインでの面談も行います。

経済的支援

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用など出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、給付金を支給します。

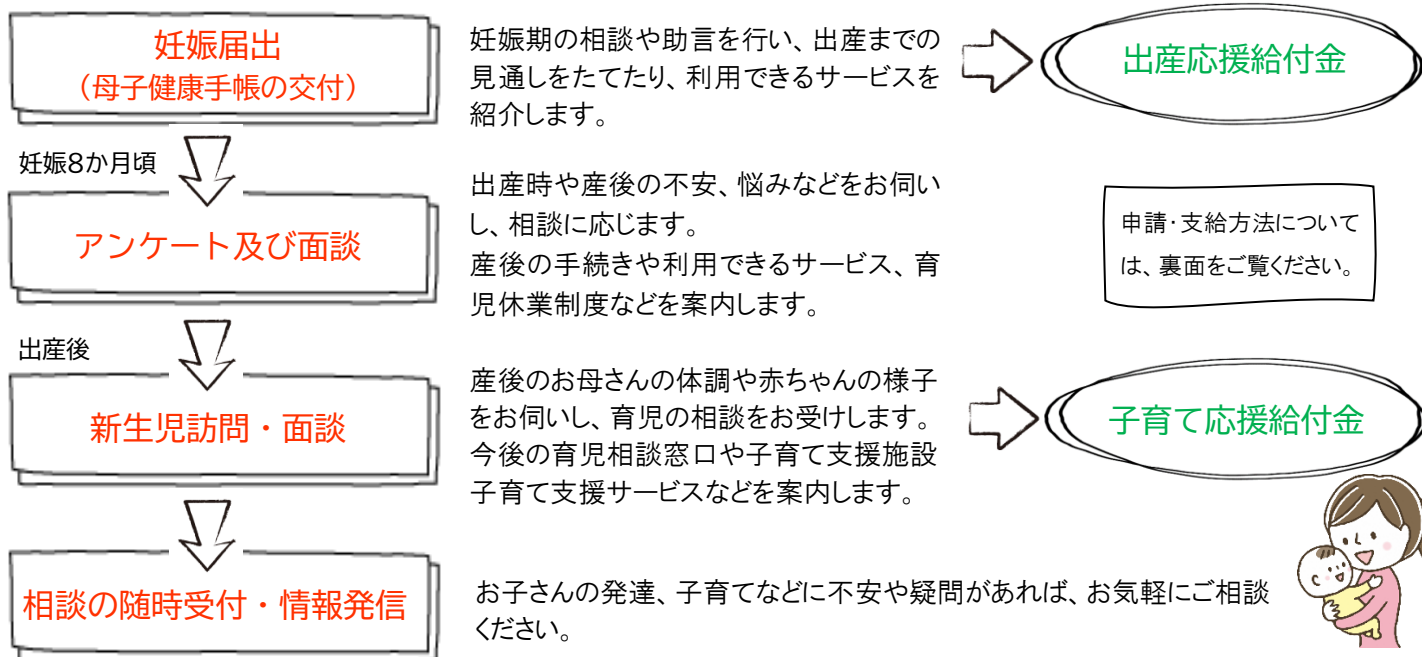
- ① 出産応援給付金 **5万円**(妊娠1回につき)

- ② 子育て応援給付金 **5万円**(子ども一人あたり)

支給には、伴走型相談支援による助産師や保健師等との面談を受けていることが要件となります。

※妊娠届出後(産科医療機関等を受診し、妊娠が確認された後)に流産、死産された場合も、出産応援給付金の対象となります。

伴走型相談支援と経済的支援の流れ



【お問い合わせ】 朝来市 子育て支援課 こども健やか係 ☎ 079-666-8103

〒669-5267 朝来市和田山町法興寺 378 番地1(朝来市保健センター内)



給付金の申請・支給について

給付金の申請方法



出産・子育て応援給付金は申請が必要です。

出産応援給付金の申請書は、面談実施後に直接お渡しします。

子育て応援給付金の申請書は、新生児訪問等の面談実施後に郵送でお渡しします。申請書に同封されている案内文書をお読みいただき、期限までに申請してください。

申請方法は下記のとおりです。

- ①郵送での申請 ②窓口での申請 ③電子申請(オンライン申請)

給付金の支給方法

申請時に指定された口座へ給付金を振り込みます。申請から1か月～2か月後の振り込みとなります。

申請に必要なもの

申請には、①本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)と②給付金の振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカード等の口座名義人と口座番号を確認できるもの)が必要です。

郵送または電子申請にて申請される場合は、①②のコピーまたは写真データを添付してください。

支給にあたっての注意事項

- ・給付金の申請には、原則、面談を実施していることが必要です。面談が終了した方に申請書をお渡ししています。体調などやむを得ない理由で、面談が難しい場合はご相談ください。
- ・朝来市外の市町村から転入された方で、前住所地で給付金を既に受けられている方は、朝来市では申請いただけません。

便利な子育てサービスをご利用ください

登録には合言葉の入力が必要となります。
子育て支援課までお問い合わせください。

子育てナビあさごっ子

「子育てナビあさごっ子」では、妊産婦やお子さんの健康データの記録管理、予防接種のスケジュール管理、子育て情報の閲覧など妊娠・出産・子育てに役立つ機能が満載の子育て支援アプリです。



産婦人科・小児科オンライン相談

子育てや医療面の悩みや不安について、産婦人科医・小児科医・助産師に無料でオンライン相談ができるサービスです。



【主な機能】

- *いつでも相談: 毎日24時間質問を受付し、原則24時間以内に医師・助産師から回答がきます。
- *夜間相談: 平日18時から22時(1枠10分の予約制)メッセージチャットや動画通話で相談ができます。
- *日中助産師相談: 月・水・金の13時から17時予約なしで助産師とのLINEのメッセージチャットが可能です。